

「労働法」の基本と活用法（第22回）

2016年6月23日
(レポーター) 本村 充

■ 労働者災害補償保険法

□ 業務災害に関する保険給付

② 遺族補償年金（法16条の2～16条の5）

i、受給資格者（遺族補償年金を受けることができる遺族）

受給権者の順位

- 1、妻又は60歳以上若しくは一定の障害の夫
- 2、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一定障害の子
- 3、60歳以上又は一定障害の父母
- 4、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある孫又は一定障害の孫
- 5、60歳以上又は一定障害の祖父母
- 6、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹若しくは60歳以上の又は一定障害の兄弟姉妹
- 7、55歳以上60歳未満の夫
- 8、55歳以上60歳未満の父母
- 9、55歳以上60歳未満の祖父母
- 10、55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

ポイント → 上記7から10に該当する人については、その人が受給権者となった場合でも60歳に達するまでは年金の支給が停止される。

ポイント → 「一定の障害」とは、労災保険の障害等級が5級以上に該当する障害、又は、傷病が治らないで、身体の機能若しくは精神に高度な制限をうけているか若しくは労働に高度な制限を加えることが必要とする程度以上の障害をいう。

ポイント → 胎児の取り扱い ⇒ 労働者の死亡の当時胎児であった子が、出生したときは、将来に向かって、その子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなされる(法16条の2第2項)

ポイント → 上記の場合、出生した子が障害等級5級以上に該当する障害であっても、労働者の死亡の当時当該障害の状態にあったとみなされない。⇒ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに失権する。

ii、受給権者（遺族補償年金を受け権利を有する遺族）

遺族補償年金は、すべての受給資格者が受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者だけが、受けることができる。この最先順位者を受給権者という。順位はiの通り。

ポイント → 最先順位者が2人以上いる場合は、その全員が受給権者となる。

ポイント → iの順位のうち7～10の者は、受給権者となっても、60歳に達する月までの間、遺族補償年金の支給が停止される。これらのものを若年停止対象者という。受給順位は、60歳に達しても繰り上がらない。

ポイント → 転給(法16条の4第1項) ⇒ 受給権者(最先順位者)が失権した時でも、遺族補償年金を受け権利は消滅せず、次順位者が最先順位者として受給権者となる。こ

れを転給という。労災法独特の制度である。これにより、受給資格者の全員が失格するまで、遺族補償年金は支給される。

iii、遺族補償年金の額(法 16 条の 3 第 1 項)

遺族補償年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者(若年停止対象者は、60 歳になるまで遺族補償年金の額の基礎となる遺族とならない)の合計人数によって次に掲げる金額(153 日分~245 日分)である。

1 人 ⇒ 給付基礎日額の 153 日分。ただし、55 歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合は、給付基礎日額の 175 日分

2 人 ⇒ 給付基礎日額の 201 日分

3 人 ⇒ 給付基礎日額の 223 日分

4 人以上 ⇒ 給付基礎日額の 245 日分

・受給権者が 2 人以上あるときは、この額を受給権者の数で除して得た額が、各受給権者の受給額となる(法 16 条の 3 第 2 項)

iv、遺族補償年金の額の改定(法 16 条の 3 第 3 項、第 4 項)

1、遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減が生じたときは、その増減が生じた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

2、受給権者の妻であり、かつ当該妻と生計を同じくする受給資格者がいない場合、妻が 55 歳に達したとき又は一定の障害の状態になったときには、その翌月から遺族補償年金の額を改定する(153 日分から 175 日分に改定)。

ポイント → 一定の障害の状態にある 55 歳未満の妻について、その障害の状態がなくなったときは、175 日分から 153 日分に改定する。

v、遺族補償年金の消滅(失権)(法 16 条の 4)

受給権者が、次の 1 つに該当するに至ったとき、受給権は消滅(失権)する。

【遺族補償年金の失権事由】

1、死亡したとき

2、婚姻(内縁を含む)したとき

3、直系血族又は直径姻族以外の者の養子(事実上の養子縁組関係を含む)となったとき

ポイント → 直系血族 ⇒ 受給権者の祖父母

直径姻族 ⇒ 受給権者の配偶者の祖父母

4、離縁によって死亡労働者との親族関係が終了したとき

ポイント → 離縁 ⇒ 養子縁組関係の解消

5、子、孫、兄弟姉妹については、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき(ただし、労働者の死亡の時から引き続き一定の障害の状態にある場合を除く)

ポイント → 労働者の死亡当時、で見る。労働者の死亡後の障害は無視される。

6、一定の障害にあったことにより、受給権者となった者については、その障害の状態がなくなったとき(ただし年齢失権事由に該当しない場合は、失権しない)

・受給資格者が 1~6 の事由に該当したときには、受給権者と同じようにその権利を失う(失格)(法 16 条の 4 第 2 項)。

ポイント → いったん失権(失格)した場合、再び受給権者(受給資格者)とはならない。

ポイント → 婚姻前の氏に復氏をしても、それによって失権はしない。

vi、遺族補償年金の支給停止(法 16 条の 5 第 1 項、2 項)

1、遺族補償年金の受給権者の所在が、1年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者がいる時は同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、支給が停止される。

なお、支給停止を受けた受給権者は、いつでも、その所在を明らかにして支給停止の解除の申請をすることができる(法16条の5第2項)。

2、労働者の死亡当時、55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹は、60歳に達するまでの間、支給停止される(若年停止対象者)(法附則43条)。

3、遺族補償年金前払い一時金を受けたときは、各月に支給されるべき遺族補償年金の合計額が、当該前払い一時金の額に達するまでの間、遺族補償年金の支給を停止する(法附則60条3項)。

⇒ 遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金は、受給権者の希望により前払いを受けることができる「遺族補償年金前払一時金」という制度がある。

前払一時金の額は、給付日額の1000日分を限度とする一時金で、1000日分、800日分、600日分、400日分、200日分の額を選択することができる。

前払一時金の支給を受けた場合には、受給権者全員に対して支給されるべき年金(前払一時金が支給された翌月から起算して1年を超える期間のものは年5分の単利で割り引かれた額)は、その合計額が前払一時金相当額に達するまで支給が停止される。

55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹については、60歳に達するまで遺族補償年金の支給が停止されるが、遺族補償年金の前払一時金を請求することができる。前払一時金が支給された場合には、60歳から支給されるべき年金は、支給を受けた前払一時金相当額に達するまでは支給されないことになる

4、第三者の行為により災害を受けた場合に、第三者により損害賠償を受けたときは、その第三者から受けた損害賠償の額に相当する額に達するまで(最長3年間)支給停止となる(昭41.6.17基発610号)。

ポイント → 支給停止とは、受給権を消滅させるものではない(支給停止が解除されれば、支給が再開される)。

ポイント → 支給停止をした場合には、受給権者が所在不明となった日に遡って(所在不明となった月の翌月から)、同順位者がいるときはその支給額が増加し、同順位者がいない場合には次順位者が最先順位者となって受給権者となる。

ポイント → 支給停止を受けた所在不明者の所在が明らかになっても、申請がない限り、支給停止を解除する必要はない。また、支給停止の解除は、その解除の申請があった月の翌月分から支給を再開すればよく、所在が明らかになったときに遡らない(昭41.1.31基発73号)。

vii、遺族補償一時金(法16条の6～16条の8)

遺族補償一時金は、つぎのいずれかに該当したときに支給される。

1、労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合

2、遺族補償年金の受給権者が権利を失った場合で、ほかに年金の受給資格者がなく、かつ、すでに支払われた年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合

《遺族補償一時金を受けることができる遺族》

遺族補償一時金は、遺族のうち以下に掲げる最先順位者に支給されることになる。

- 1、配偶者
- 2、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
- 3、その他の子、父母、孫及び祖父母
- 4、兄弟姉妹

《遺族補償一時金の額》

- 1、労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき
⇒ 給付基礎日額の 1000 日分
- 2、遺族補償年金の受給権者が最後順位者まですべて失権した場合に、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の 1000 日分に達していないとき
⇒ 合計額と給付基礎日額の 1,000 日分との差額

ポイント → 兄弟姉妹は、生計維持の有無にかかわらず、遺族補償一時金の受給資格の順位は最後位となる。

ポイント → 遺族補償年金の受給資格者より範囲が広い(年齢・障害の要件はない。順位には影響するが、生計維持要件もない)。

ポイント → 労働者との身分関係は、労働者の死亡当時の身分関係であり、死亡後の身分関係の変動(婚姻・離縁)に影響を受けない。したがって、遺族補償年金の受給権者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合に支給される遺族補償一時金については、遺族補償年金の受給権者であったが婚姻により失権した配偶者であっても受給権者となる。

viii、受給資格の欠格(法 16 条の 9)

- 1、労働者を故意に死亡させた者は、遺族補償給付を受けることができる遺族(受給資格者)としない。⇒ 遺族補償給付(年金及び一時金)
ポイント → 「故意」のみ。「過失」は欠格事由にはなっていない。
- 2、労働者の死亡前に、その死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金の受給資格者としな
い。
ポイント → 「後順位」は含まれない。
- 3、遺族補償年金の受給資格者が、遺族補償年金を受けることができる先順位または同順位の遺族を故意に死亡させたときは、受給資格者でなくなる。また、その者が受給権者である場合は、受給権が消滅する。

ix、葬祭料(法 17 条)

- 1、労働基準法第 80 条(葬祭料)に定められた災害補償の事由が生じた場合(労働者が業務上・通勤上死亡した場合)に支給される。
- 2、支給は、「葬祭を行う者」に対して行われる。
通常は遺族であり、遺族がない場合には、友人等の葬祭を行った者に支給される。
- 3、支給額
以下の 2 つのうち、いずれか高いほうの金額が支給される。
 - ・ 31 万 5 千円+給付基礎日額 30 日分
 - ・ 給付基礎日額 60 日分
- 4、請求の手続

「葬祭料請求書」を所轄労働基準監督署長に提出して請求する。

※ 今回は「通勤災害に関する保険給付」 (4)